

平成 27 年
3 月定例会提案議案概要
2 月 24 日送付

1 議案
・ 条例

1 議案

条例関係

所管課	内 容																								
<p>高齢福祉介護課</p>	<p>議案第 49 号 長浜市介護保険条例の一部改正について</p> <p>介護保険法施行令等の改正により、介護保険第 1 号被保険者の保険料算定基準が見直されたこと、及び本市の第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）に基づき保険料率の改定等を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1. 第 1 号被保険者保険料の見直し</p> <p>○介護保険料基準額（第 5 段階）</p> <table border="1" data-bbox="520 651 1457 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料率</td> <td>年額 60,960 円 (月額 5,080 円)</td> <td>年額 69,840 円 (月額 5,820 円)</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>世帯：市民税課税 本人：市民税非課税</td> <td>世帯：市民税課税 本人：市民税非課税 合計所得＋課税年金収入 80 万円超</td> </tr> </tbody> </table> <p>○保険料段階設定</p> <table border="1" data-bbox="520 1010 1093 1162"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本市</td> <td>8 段階</td> <td>11 段階</td> </tr> <tr> <td>国基準</td> <td>6 段階</td> <td>9 段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公費による低所得者の保険料軽減</p> <p>対象：第 1 段階</p> <p style="margin-left: 40px;">〔 世帯・本人市民税非課税、 生活保護受給等・合計所得＋課税年金収入 80 万円以下 〕</p> <p>期間：平成 27 年度から平成 28 年度まで</p> <table border="1" data-bbox="541 1435 1319 1574"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽減前</th> <th>軽減後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料率</td> <td>年額 34,920 円 (月額 2,910 円)</td> <td>年額 31,420 円 (月額 2,619 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施の猶予を規定（経過措置）</p> <p>介護予防給付の見直しにより創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」について、事業実施に係る体制整備のための準備期間を確保するため、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間は実施を猶予します。</p> <p>【廃止条例】（附則で廃止します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例 ・長浜市介護予防・生活支援事業利用料の徴収に関する条例 		改正前	改正後	保険料率	年額 60,960 円 (月額 5,080 円)	年額 69,840 円 (月額 5,820 円)	区分	世帯：市民税課税 本人：市民税非課税	世帯：市民税課税 本人：市民税非課税 合計所得＋課税年金収入 80 万円超		改正前	改正後	本市	8 段階	11 段階	国基準	6 段階	9 段階		軽減前	軽減後	保険料率	年額 34,920 円 (月額 2,910 円)	年額 31,420 円 (月額 2,619 円)
	改正前	改正後																							
保険料率	年額 60,960 円 (月額 5,080 円)	年額 69,840 円 (月額 5,820 円)																							
区分	世帯：市民税課税 本人：市民税非課税	世帯：市民税課税 本人：市民税非課税 合計所得＋課税年金収入 80 万円超																							
	改正前	改正後																							
本市	8 段階	11 段階																							
国基準	6 段階	9 段階																							
	軽減前	軽減後																							
保険料率	年額 34,920 円 (月額 2,910 円)	年額 31,420 円 (月額 2,619 円)																							

現行の介護保険事業等において相当するサービスを実施しており、別個に事業の実施を規定しておく必要がなくなったため廃止するもの。

施行日：平成 27 年 4 月 1 日

ただし、第 1 段階の軽減後の保険料率の適用は、規則で定める日。